

論点の全体像

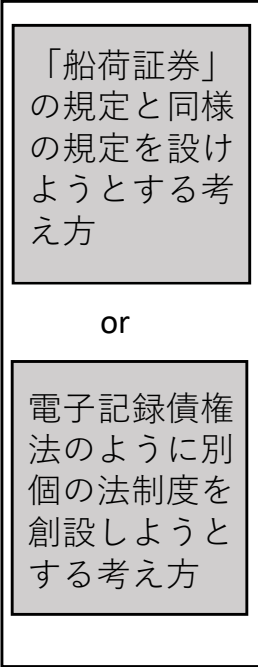


否の場合

留置権・質権の対象外に

基本的な考え方

別途規律を設けることが必要



- ①発行場面の規律（発行義務の有無、承諾の主体、記録事項等）
- ②技術的要件（国の認証を受けた機関による関与の要否、「支配」の内容等）
- ③転換の要件（転換請求権の有無、転換後の媒体の記載・記録事項等）
- ④有価証券に係る類型についての整理
 - ・裏書禁止型とそれ以外の2分類（A案）
 - ・民法の4分類を維持（B案）
 - ・指図証券型と裏書禁止型のみ2分類（C案）
 - ・その他
- ⑤権利譲渡場面の規律（裏書に相当する行為の要否・内容等）
- ⑥効力に関する規律の在り方
 - ・船荷証券と同一の効力を認めるなどして船荷証券と同等の効力を規律（1案）
 - ・運送品の引渡しに係る債権の譲渡の効力要件や対抗要件の特則を規律（2案）
- ⑦その他の論点（呼称、複数通発行の可否、強制執行の場面の規律、喪失制度の要否、複合運送証券の規律等）

商法や民法の規定と同様のものをどこまで具体的に規定する必要があるか

⑧その他整理すべき事項：規約との関係、不具合が生じた場合の法律関係、準拠法についての考え方の整理等